

卷末資料

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよ

う支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等によ

り心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に
応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策
を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受
けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による
保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証
人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報
の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困
難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭
和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）への入居
における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪
被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を
講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する
手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進
捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充する
ための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事
件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者
等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪
被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるため
の訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備
等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者

等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長)

第 26 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 27 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 3 号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 28 条 前条第 1 項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 3 号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 29 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成 17 年政令第 67 号により平成 17 年 4 月 1 日から施行]

附 則（平成 26 年 6 月 25 日法律第 79 号）抄
（施行期日等）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

2（略）

附 則（平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第 7 条の規定 公布の日

（政令への委任）

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

宮崎県犯罪被害者等支援条例（令和3年7月7日・条例第23号）

誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民全ての願いであり、本県では、犯罪等の抑止をはじめとする安全なまちづくりに向けた不断の努力が重ねられてきた。

しかしながら、現在も様々な犯罪等が跡を絶たない状況にあり、多くの方々が思いもよらず、犯罪被害者及びその家族や遺族となり、犯罪による直接的な被害を受けるだけでなく、それに伴い生じる精神的な苦痛や再び犯罪の被害に遭うことへの不安、さらに、周囲の無理解や心ない言動などによる二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られるところである。

このような状況に置かれた犯罪被害者等に対して、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障され、早期に被害から回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、関係機関の連携の下、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行っていく必要がある。

また、この社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。そうした中、県民一人ひとりが、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている状況についての理解を深めることで、連帯して共に支え合う精神にあふれた地域社会づくりを進めていく必要がある。

このような背景を踏まえ、犯罪被害者等支援のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、関係機関の連携の下、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支えていく県民の意志を表明するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、日常生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な日常生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものと緊密に連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に取り組むとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。
- 3 県は、前項の規定による取組に当たっては、犯罪被害者等がいずれの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものと

する。

- 4 県は、犯罪被害者等支援のために必要な範囲において、他の都道府県との情報の共有その他の連携に努めるものとする。

(市町村への協力)

第5条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 - (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要

な事項

- 3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 県は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等その他犯罪等により支援が必要と認められる者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、これらの者が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（二次被害を含む。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第3条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置、関係機関への協力要請その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民及び事業者の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について県民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性に関する教育が学校において行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の支援)

第22条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 経 過

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------------|---|
| 令和2年 7月20日 | 閉会中 総務政策常任委員会 ・ 条例の制定について報告 |
| 令和2年 9月30日 | 第1回宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会 ・ 本県の犯罪被害者等支援の現状に関する説明 ・ 全国の条例制定状況及び制定済み都道府県条例の内容 ・ 条例で盛り込む内容の検討 |
| 令和2年11月10日 | 第2回宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会 ・ 条例の骨子（案）の説明 |
| 令和2年12月 3日 | 11月定例会県議会 総務政策常任委員会 ・ 条例の骨子（案）の説明 |
| 令和2年12月 8日 ～令和3年1月7日 | 条例の骨子（案）に関するパブリックコメントの実施 （7名の方より14件の意見提出） |
| 令和3年 1月10日 | 第3回宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会 ・ 条例の骨子（案）に関するパブリックコメントの実施結果等について ・ 条例（案）について |
| 令和3年 6月14日 | 6月定例会県議会（条例案提出） |
| 令和3年 6月24日 | 6月定例会県議会 総務政策常任委員会 ・ 条例（案）の説明 |
| 令和3年 6月30日 | 6月定例会県議会において、条例（案）可決 |
| 令和3年 7月 7日 | 県公報掲載により条例が公布、施行 |
| 令和3年 7月19日 | 閉会中 総務政策常任委員会 ・ 条例に基づく基本計画の策定について報告 |

| | |
|--------------------------|--|
| 令和3年11月16日 | 第1回宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会 ・基本計画素案の内容について協議 |
| 令和3年11月24日 | 宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会書面開催 |
| 令和3年12月7日 | 県議会 総務政策常任委員会 ・基本計画素案の内容について報告 |
| 令和3年12月13日 ～令和4年1月12日 | 基本計画素案に関するに関するパブリックコメントの実施 (1名の方より13件の意見提出) |
| 令和4年1月21日 | 宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会 |
| 令和4年2月2日 | 第2回宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会 ・基本計画案の内容について協議(書面審議) |
| 令和4年2月9日 | 宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議 ・基本計画案の内容について協議(書面審議) |
| 令和4年3月9日 | 県議会 総務政策常任委員会 ・基本計画の策定について報告 |
| 令和4年4月1日 | 計画施行 |

宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱

令和 2 年 8 月 2 0 日
総合政策部人権同和対策課

(設置)

第 1 条 「宮崎県犯罪被害者等支援条例（仮称）」（以下、「条例」という。）の制定に当たり、有識者の意見を求めるため、宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、条例の制定に関する事項について検討を行う。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第 4 条 委員会は、総合政策部長が招集する。

2 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 座長は、委員会を主宰する。

4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、宮崎県総合政策部人権同和対策課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 2 0 日から施行し、令和 3 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。

(別表)

| 区分 | 所属 | 氏名 |
|-------|--------------------------|--------|
| 市代表 | 宮崎県市長会事務局長 | 下郡 嘉浩 |
| 町村代表 | 宮崎県町村会事務局長 | 別宮 隆 |
| 関係団体 | (公社)みやぎき被害者支援センター理事長・弁護士 | 近藤 日出夫 |
| | 宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会会長・弁護士 | 田中 寛 |
| | 宮崎県地域婦人連絡協議会会長 | 谷口 由美繪 |
| 学識経験者 | 宮崎産業経営大学教授 | 大久保 哲 |
| | 九州保健福祉大学准教授 | 田中 陽子 |

※所属や役職名は、設置要綱制定当初のものです。

宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会 設置要綱

令和3年11月24日
総合政策部人権同和対策課

(設置)

第1条 「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画（仮称）」（以下、「基本計画」という。）の制定に当たり、有識者の意見を求めるため、宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇話会は、基本計画の策定に関する事項について検討を行う。

(構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇話会は、総合政策部長が招集する。

2 懇話会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 座長は、懇話会を主宰する。

4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、宮崎県総合政策部人権同和対策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月24日から施行し、令和4年3月31日限りその効力を失う。

(別表)

| 区分 | 所属 | 氏名 |
|-------|--------------------------|--------|
| 市代表 | 宮崎県市長会事務局長 | 下郡 嘉浩 |
| 町村代表 | 宮崎県町村会事務局長 | 別宮 隆 |
| 関係団体 | (公社)みやざき被害者支援センター理事長・弁護士 | 近藤 日出夫 |
| | 宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会会長・弁護士 | 田中 寛 |
| | 宮崎県地域婦人連絡協議会会長 | 甲斐 恵子 |
| 学識経験者 | 宮崎産業経営大学教授 | 大久保 哲 |
| | 九州保健福祉大学准教授 | 田中 陽子 |

宮崎県内の犯罪被害者等相談窓口

1 県および市町村の相談窓口

県および市町村においては、犯罪等の被害者とそのご家族・ご遺族が、必要な公的支援をスムーズに受けられるよう、犯罪被害者等施策の総合的対応窓口を設置しています。

国・県・市町村の各種施策に関する情報提供を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行なっています。

①県の窓口

| 部署名 | 電話番号 | 受付時間 |
|---------------|--------------|---------------|
| 総合政策部 人権同和対策課 | 0985-26-7067 | 平日 8:30~17:15 |

②市町村の窓口

| 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 受付時間 |
|------|-------------|--------------|---------------|
| 宮崎市 | 福祉部 福祉総務課 | 0985-21-1754 | 平日 8:30~17:15 |
| 都城市 | 総務部 総務課 | 0986-23-7183 | 平日 8:30~17:15 |
| 延岡市 | 企画部 人権推進課 | 0982-22-7002 | 平日 8:30~17:15 |
| 日南市 | 市民生活部 地域自治課 | 0987-31-1176 | 平日 8:30~17:15 |
| 小林市 | 市民生活部 市民課 | 0984-23-1141 | 平日 8:30~17:15 |
| 日向市 | 市民環境部 市民課 | 0982-66-1018 | 平日 8:30~17:15 |
| 串間市 | 危機管理課 | 0987-55-1120 | 平日 8:30~17:15 |
| 西都市 | 生活環境課 | 0983-43-1589 | 平日 8:30~17:15 |
| えびの市 | 総務課 | 0984-35-3711 | 平日 8:30~17:15 |
| 三股町 | 総務課 | 0986-52-1112 | 平日 8:30~17:00 |
| 高原町 | 総合政策課 | 0984-42-2115 | 平日 8:30~17:15 |
| 国富町 | 総務課 | 0985-75-2016 | 平日 8:15~17:00 |
| 綾町 | 総務課 | 0985-77-1112 | 平日 8:30~17:15 |
| 高鍋町 | 総務課 | 0983-26-2022 | 平日 8:25~17:10 |
| 新富町 | 総務課 | 0983-33-6061 | 平日 8:30~17:15 |
| 西米良村 | 総務課 | 0983-36-1111 | 平日 8:30~17:00 |
| 木城町 | 総務財政課 | 0983-32-4725 | 平日 8:30~17:15 |
| 川南町 | まちづくり課 | 0983-27-8002 | 平日 8:30~17:15 |

| | | | |
|------|-----|--------------|---------------|
| 都農町 | 総務課 | 0983-25-5710 | 平日 8:30~17:15 |
| 門川町 | 総務課 | 0982-63-1140 | 平日 8:30~17:15 |
| 諸塚村 | 総務課 | 0982-65-1112 | 平日 8:15~17:00 |
| 椎葉村 | 総務課 | 0982-67-3201 | 平日 8:30~17:15 |
| 美郷町 | 総務課 | 0982-66-3601 | 平日 8:30~17:15 |
| 高千穂町 | 総務課 | 0982-73-1200 | 平日 8:30~17:15 |
| 日之影町 | 総務課 | 0982-87-3800 | 平日 8:30~17:15 |
| 五ヶ瀬町 | 総務課 | 0982-82-1700 | 平日 8:30~17:15 |

2 警察の相談窓口（警察本部・各警察署）

警察では、捜査を行う一方で、被害者のための支援活動を行っており、犯罪被害給付金の支給をはじめ、被害者等への情報の提供、被害者の精神的被害の回復への支援、捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減などに取り組んでいます。

| 窓口名・警察署名 | 電話番号 | 備 考 |
|---------------------|----------------------------------|--|
| 犯罪被害者支援室 (県警本部) | 0985-31-0110 | 県警察本部の代表電話番号 |
| 警察相談専用電話 (県警本部) | 0985-26-9110 #9110 | 犯罪等による被害の未然防止や生活の安全に関する相談（24時間対応） ※短縮ダイヤル#9110は、発信地を管轄する都道府県警察の警察相談窓口につながります（全国共通）。 |
| 性犯罪相談ダイヤル (県警本部) | 0985-31-8740 #8103 (ハートさん) | 24時間受付 ※短縮ダイヤル#8103（ハートさん）は、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪相談電話につながります（全国共通）。 |
| 暴力ホットライン (県警本部) | 0985-27-7110 | 暴力行為、暴力団に関する相談 受付時間：平日 9時00分～17時45分 |
| 宮崎北警察署 | 0985-27-0110 | |
| 宮崎南警察署 | 0985-50-0110 | |
| 日南警察署 | 0987-22-0110 | |
| 串間警察署 | 0987-72-0110 | |

| | | |
|--------|--------------|--|
| 都城警察署 | 0986-24-0110 | |
| 小林警察署 | 0984-23-0110 | |
| えびの警察署 | 0984-33-0110 | |
| 高岡警察署 | 0985-82-4110 | |
| 西都警察署 | 0983-43-0110 | |
| 高鍋警察署 | 0983-22-0110 | |
| 日向警察署 | 0982-53-0110 | |
| 延岡警察署 | 0982-22-0110 | |
| 高千穂警察署 | 0982-72-0110 | |

3 援助団体の相談窓口

各援助団体では、犯罪等の被害者とそのご家族・ご遺族に対して様々な支援を行っており、いろいろな問題やお悩みなどに対応するよう、相談窓口を設置しています。

| 窓口名 | 電話番号 (相談専用電話) | 備 考 |
|---------------------------|--------------------------------------|--|
| 公益社団法人みやぎき 被害者支援センター | 0985-38-7830 (ミヤザキナヤマナシ) | 受付時間 10時00分～16時00分 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) |
| 性暴力被害者支援センター さぽーとねっと宮崎 | 0985-38-8300 #8891 (はやくワンストップ) | 受付時間 10時00分～16時00分 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) ※短縮ダイヤル#8891(はやくワンストップ)は、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながります(全国共通)。 |
| 公益社団法人全国被害者 支援ネットワーク | 0570-783-554 (なやみはここよ) | 受付時間 7時30分～22時00分 毎日(12月29日～1月3日を除く) |
| 日本司法支援センター 法テラス | 0570-079714 (なくことないよ) | ダイヤル受付時間 平日9時00分～21時00分 土曜9時00分～17時00分 |